

報告 大飯原発3・4号機差止仮処分裁判 第二回審尋と報告・交流会

次回審尋 2018年7月9日(月) 13:15から 大阪地裁 508号法廷

島崎邦彦(元原子力規制委員会委員長代理)氏らによる説明会

□第二回審尋の内容



2018年4月18日(水)14時より、大阪地裁(裁判長:森純子、陪席:谷口哲也、田中いゑ奈)にて、大飯原発3・4号機差止仮処分の第二回審尋期日が行われました。債務者(関西電力)側からは、弁護団と担当社員、約20名が入廷。債権者側からは、この日は弁護団3

名に加えて、事務局員として2名の入廷が認められました。次回期日以降は、債権者側の事務局員も増強して、債権者側からもより多くの入廷を求めたいと考えています。

冒頭、森裁判長からは、この裁判での主たる争点について、「債権者としては基準適合判断の合理性(入倉・三宅式の当てはめ)のみを問題にするという理解で良いか」との質問があり、弁護団からは「その理解で良い」と明快に回答、その関連で、債務者(関西電力)が答弁書で述べているその他の論点(耐震余裕等)の位置づけについて債権者側へ質問がありました。その質問に対する回答が、「(それらの論点については)議論が進んだら主張するかもしれない。少なくとも『議論の背景』と考えている」という不明瞭なものであったため、弁護団からは、「基準適合判断が不合理であった時に、その他の事実をもって合理性を主張することは出来ない」との反論が、森裁判長からは「その他の論点は独立したものではない?議論の『背景』という理解で良いか?」という確認が関西電力に対してなされました。

続いて次回期日について、7月9日大阪地裁508号法廷にて13:15から、双方の主張をたたかわせる場としてではなく、裁判所の争点理解と整理を助けるための専門家からの説明会を行う事、その具体的内容としては、債権者側からは島崎邦彦氏(原子力規制委員会元委員長代理)が、債務者側からは関西電力担当社員(2~3名程度)が、それぞれ1.5時間程度の説明を裁判所に対して行い、裁判所から質問がなされるという確認が行われました。島崎邦彦氏が出廷するという事実をこの法廷で初めて聞かされた関西電力側は、幾

分慌てた様子で、「債権者側の主張に立つ専門家は説明会に相応しくない」と異議を述べましたが、森裁判長は、「島崎氏には『主張の場ではない』ということをご理解いただいた上で説明を行ってもらおう」と、これを退けました。

弁護団からは、次回期日を口頭弁論（公開の法廷）という形で行って欲しいと裁判所に求めましたが、森裁判長からは、説明会は専ら裁判所の争点理解に資するためのものであるため公開せず、従来通り非公開の審尋として行うとの回答がありました。名古屋高裁金沢支部での大飯原発 3・4 号機差止訴訟控訴審に続いて、メディア、第三者の傍聴人が入廷できる公開の法廷で島崎氏が話す機会を作ることは残念ながら出来ませんでした。当該原発の実際の審査に携わった最高責任者の一人である島崎氏が、裁判所に直接出向いて説明を行うという事は世間の耳目を集めるニュースです。次回期日については、その意義も含めて、より多くのメディア、世論に訴え、宣伝していく必要があると考えております。

□申立人、弁護団、支援者の報告交流集会



審尋期日終了後、15 時より 16 時半まで大阪弁護士会館 1205 会議室において、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫から集まった支援者とメディアに対する報告集会が行われました。冒頭、申立人の児玉正人より挨拶と、前回、大雪のため福井から参加出来なかった事務局員・南の自己紹介の後、弁護団より期日の内容報告がありました。

鹿島弁護士からは、この仮処分を担当する森裁判長が、さる 3 月 30 日に「ミサイル攻撃の恐れ等を理由とする高浜原発運転差止め仮処分」（高浜ミサイル仮処分）申立には却下決定を下している事について、申立の主張内容が非常に異なっているために直接の影響は考えにくい、その判断枠組みが立証責任を申立人に負わせている点については若干の危惧がある、との説明がありました。その他、最近の決定、判決と本件仮処分との関係や影響について、鹿島、甫守弁護士の「掛け合い」風の解説があった後、大飯原発差止本訴の島田広弁護団長が作成した動画「裁判長!!コレ、安全ですか？原発事故『想定外』をくり返さないために」（約 5 分）を上映。簡にして要を得た説明は、どちらも非常にわかりやすいと参加者に好評でした。特に動画は Youtube で公開されていますので、昨年、名古屋高裁金沢支部で結審してしまった本訴の審理再開を求めるキャンペーンの一環としても、

拡散をお願いいたします。(<https://youtu.be/iTwUQCzMc5Q>)



参加者との質疑応答では、3月20日、玄海原発3・4号機差止仮処分申立に対する佐賀地裁の却下決定が、島崎氏の入倉・三宅式に関する証言内容をほぼ全否定した事について懸念が示されましたが、甫守弁護士からは、大阪地裁においては島崎氏ご本人が直接裁判官

に説明する機会があることから、佐賀地裁のようなおかしな決定がなされないよう対策を取る余地は十分にあるとの説明がありました。また、次回期日が非公開の審尋となり公開されない事について、「なぜなのか？」という質問があり、弁護団からは、「今回は公開の口頭弁論を要求したが、逆に非公開となることには、裁判所が初歩的な問題も含めて忌憚なく質問し、勉強してもらえるとというメリットもある。もんじゅ訴訟では進行協議という非公開の形で勉強会を行ったことで、裁判所の理解が進み、住民勝訴の判決につながった例もあり、一概にメリット、デメリットの判断は出来ない。しかし、次回期日にもなるべく多くの関係者が入廷できるように努力したい」との回答がありました。また本件仮処分の争点となっている島崎氏の証言内容について、より多くの社会の関心と注目を集めていく事の必要性の提起もありました。

各地での取り組みや活動の報告では、福井の「福井から原発を止める裁判の会」から大飯原発差止訴訟・控訴審の審理再開を求める名古屋高裁金沢支部前での4月20日スタンディング行動の提起が、また、「避難計画を案ずる関西連絡会」より、規制庁が火山灰層厚の過小評価を認めた事を受けての滋賀県への大飯、高浜原発運転・再稼働中止の申し入れ、及び、白浜町に対する中間貯蔵施設の受け入れ反対の申し入れについての報告がありました。

次回以降の期日におきましても、このような申立人、弁護団、支援者による交流、議論の場を可能な限り設けていきたいと事務局では考えており、この仮処分申立を通して、京阪神及び福井の原発に反対する運動の交流と連帯をさらに強めていく事が出来ればと願っております。皆さま、今後ともご支援、ご協力よろしくをお願いいたします。